

関西大学先端科学技術推進機構における倫理的配慮が求められる研究の
審査に関する取扱内規

平成 24 年 6 月 27 日
(先端科学技術推進機構研究員会承認)

(趣旨)

第 1 条 この内規は、関西大学研究倫理規準に準拠し、関西大学先端科学技術推進機構（以下「機構」という。）に所属する研究員（以下「研究員」という。）が行う倫理的配慮が求められる研究について、倫理的観点から審査するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 本内規において「倫理的配慮が求められる研究」とは、人間の身体又は精神に危害を加える危険性のある研究及び個人又は集団のプライバシーや社会的規範を侵す危険性のある研究を指す。

2 前項の研究には、実験、調査、研究成果の出版、発表予定の内容、面接等が含まれる。

(研究倫理委員会)

第 3 条 倫理的配慮が求められる研究計画を審査するため、機構に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の委員をもって構成する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 各研究部門長 4 名

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は機構長、副委員長は副機構長をもって充てる。

4 委員会は、委員全員の出席をもって成立し、委員長が議長となる。

5 委員会の出席について、各研究部門長に支障があるときは、代理をもって充てる。

6 委員長は、必要に応じて、学内外有識者の出席を求め意見を聴くことができる。

(申請と審査)

第 4 条 研究員は、倫理的配慮が求められる研究を実施する場合、所定の書式の研究計画を付した「倫理審査申請書」（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）を委員長に提出する。

2 委員長は、申請書を受理したときは、速やかに委員会を招集する。

3 各委員は、研究計画において倫理的配慮が図られているか否かを審査し、委員全員の総意で決することを原則とする。ただし、委員長が委員全員の総意で決することが困難で

あると判断した場合は、3分の2の同意をもって決することができる。

- 4 委員会は審査にあたり、研究の対象となる個人の人権が擁護されているか、被験者（対象者）に研究の趣旨を説明し同意を得る方法が適切かという点に特に留意し、当該領域の学会等における標準的な規程において求められている条件等を満たしていることを確認したうえで審査の結論を得る。
- 5 審査の結果は、委員長名で作成された「審査結果通知書」（様式第2号）（以下「通知書」という。）にて申請者に交付する。
- 6 委員長は、必要があると判断した場合は、申請者から申請内容について説明を求め、必要な助言を行うことができる。
- 7 委員会の委員である研究員が申請した研究計画等については、当該研究員を除く委員が審査を行うものとする。

（書類の保管）

第5条 申請書及び通知書の控えは、機構において5年間保管する。

附 則

この内規は、平成24年6月27日から施行する。